

## ○「縄文の女神」の商標使用に関する要綱

平成25年11月 1 日

告示第56号

改正 平成30年 3 月26日告示第16号

改正 令和 4 年 3 月30日告示第28号

改正 令和 5 年 3 月28日告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、商標法（昭和34年法律第127号）に基づき、山形県及び舟形町（以下「商標権者」という。）が共同所有する縄文の女神に係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の種類)

第2条 本件商標は、縄文の女神に係る文字商標登録第3240477号、登録第5571154号及び立体商標登録第5569368号とする。

(本件商標の適用範囲)

第3条 本件商標を適用する指定商品の区分は、別表のとおりとする。

(使用権の種類)

第4条 本件商標の使用は、通常使用権とする。

(使用の申請)

第5条 本件商標を使用しようとする者（以下「申請者」という）は、あらかじめ「縄文の女神」商標使用許可申請書（別記様式第1号）に本件商標を使用しようとする商品の見本を添えて舟形町に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も同様とする。

2 本件商標登録以前に、本件商標を使用している者は、本要綱制定の日から1ヶ月以内に商標使用許可申請書を商標権利者に提出し、許可を受けなければならない。

3 前項の場合において、申請者は、商標権者が認めるときは、見本の提出に代えて、本件商標を使用する商品を確認することができる写真等を提出することができる。

(使用の許可)

第6条 舟形町は、前条の規定による申請があったときは、その内容を舟形町が設置する審査会で審査し、その結果について「縄文の女神」商標使用申請に係る審査について（別記様式第2号）で山形県の同意を求めるものとする。

2 舟形町は、山形県の同意を得て使用の許可を決定したときは、申請者に対し「縄文の女神」商標使用許可書（別記様式第3号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

3 商標権者は、前項の規定により許可をするときは、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第7条 本件商標の使用許可の期間は、令和10年3月31日までとする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、期間満了日までに「縄文の女神」商標使用許可申請書（別記様式第1号）を用いて継続して使用する旨を申し出なければならない。

(使用の中止)

第8条 第5条第1項の規定により使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、本件商標の使用を中止しようとするときは、「縄文の女神」商標使用中止届（別記様式第4号）を商標権者に提出しなければならない。

(使用許可の制限)

第9条 商標権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。

(1) 本件商標の使用によって、商品の品質の誤認又は他者の業務に係る商

品との混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。

- (2) 本件商標、舟形町、山形県又は国宝「縄文の女神」のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- (5) その他本件商標の使用が適当でないと認めるとき。

2 商標権者は、前項の規定により審査会において使用を許可しないことを決定したときは、申請者に対し「縄文の女神」商標使用不許可通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（使用許可の取消し）

第10条 商標権者は、使用者がこの要綱に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

2 商標権者は、使用者が前項の規定により使用の許可の取り消しにより使用者に生じた損失について一切の責任を負わないものとする。

（遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、「（R）登録番号」をその商品、包装、広告等に明示すること。
- (2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。
- (3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。
- (4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
- (6) 故意又は過失により舟形町又は山形県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を舟形町又は山形県に賠償すること。
- (7) 商標権者から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。

(8) 本件商標登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。

(9) 第三者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに商標権者に報告すること。

(使用料)

第12条 本件商標の使用料は、無料とする。

(商品の公開)

第13条 商標権者は、本件商標の使用状況を広く周知するために、使用を許可した商品を山形県又は舟形町の公式ホームページ等において公開するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、山形県知事及び舟形町長が協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日告示第16号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第28号)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行する。

別表 国宝「縄文の女神」の商標登録商品一覧

文字商標

文字商標「登録第3240477号」及び「登録第5571154号」の指定商品

商品の区分（類）と商品の種類

商標の種類	区分	商品
文字 商標	第 6 類	【卑金属及びその製品】 非鉄金属及びその合金 金属製のネームプレート及び標札 金属製彫刻
	第 1 4 類	【貴金属、貴金属であっても他の類に属しないもの、宝飾品及び時計】 貴金属 宝玉及びその模造品 キーホルダー 記念カップ 記念たて 身飾品 時計
	第 1 6 類	【紙、紙製品及び事務用品】 紙製包装容器 プラスチック製包装用袋 衛生手ふき 紙製タオル 紙製テーブルナプキン 紙製手ふき 紙製ハンカチ 紙類 文房具類 印刷物 写真 写真立て
	第 2 0 類	【家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの】 家具 液体貯蔵槽 ガス貯蔵槽 プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く） くぎ 木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器 プラスチック製ふた 葬祭用具 荷役用パレット（金属製のものを除く） 養蜂用巣箱 クッション 小鳥用巣箱 うちわ 買物かご 額縁 家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。） きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。） 工具箱（金属製のものを除く。） ししゅう用杵 植物の茎支持具 食品見本模型 人工池 すだれ 盆（金属製のものを除く。） スリーピングバッグ タオル用ディスペンダー（金属製のものを除く。） ついたて ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。） 旗ざお ハンガーボード ベンチ 帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。） 洋服飾り型類 麦わらさなだ 木製又はプラスチック製の立て看板 郵

	便受け（金属製又は石製のものを除く。） 揺りかご 理髪用椅子 石こう製彫刻 プラスチック製彫刻 木製彫刻 すげ 竹皮 人工 角 こはく さんご
第21類	【家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び陶 磁製】 ガラス製包装用容器（「ガラス製栓・ガラス製ふた」を除く） 陶 磁製包装用容器 食器類 調理用具 アイスペール こしょう入れ 砂糖入れ ざる 塩振り出し容器 しゃもじ じょうご ストロ ー 膳 栓抜 卵立て タルト取り分け用へら ナプキンホルダー ナプキンリング 鍋敷き はし はし箱 ひしゃく ふるい 盆 ようじ ようじ入れ
第25類	【被服及び履物】 洋服 コート セーター類 ワイシャツ類 寝巻き類 下着 水泳 着 水泳帽 キャミソール ティーシャツ アイマスク エプロン えり巻き 靴下 ゲートル 毛皮製ストール ショール スカーフ 足袋 足袋カバー 手袋 ネクタイ ネッカチーフ バンダナ 保温用サポーター マフラー 耳覆い ナイトキャップ 帽子 靴 類（「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金 具」を除く。） げた 草履類
第28類	【がん具、遊戯用具】 おもちゃ 人形 すごろく トランプ
第30類	【加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味 料】 菓子 パン サンドイッチ 中華まんじゅう ハンバーガー ピザ ホットドッグ ミートパイ 穀物の加工品 ぎょうざ しゅうまい すし たこ焼き 弁当 ラビオリ 酒かす 米 脱穀済みのえん麦 脱穀済みの大麦 食用粉類

	第32類	【アルコールを含有しない飲料及びビール】 ビール 清涼飲料 果実飲料 飲料用野菜ジュース 乳清飲料
立体 商標	第14類	【貴金属、貴金属であっても他の類に属しないもの、宝飾品及び時計】 貴金属 宝玉及びその模造品 記念カップ 記念たて 身飾品（カフスボタンを除く。） 時計
	第16類	【紙、紙製品及び事務用品】 紙製包装容器 プラスチック製包装用袋 衛生手ふき 紙製タオル 紙製テーブルナプキン 紙製手ふき 紙製ハンカチ 紙類 文房具類 印刷物 写真 写真立て
	第20類	【家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの】 クッション 座布団 まくら マットレス 家具 風鈴
	第21類	【家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び陶磁製】 ガラス基礎製品（建築用のものを除く） ガラス製包装用容器（「ガラス製栓・ガラス製ふた」を除く） 陶磁製包装用容器 鍋類 コーヒー沸かし（電気式のものを除く。） 鉄瓶 やかん 食器類 花瓶 水盤
	第25類	【被服及び履物】 洋服 コート セーター類 ワイシャツ類 キャミソール ティーシャツ アイマスク エプロン えり巻き 靴下 ゲートル 毛皮製ストール ショール スカーフ 足袋 足袋カバー 手袋 ネクタイ ネッカチーフ バンダナ 保温用サポーター マフラー 耳覆い ナイトキャップ 帽子 靴類（「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。） げた 草履類
	第30類	【加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料】

		パン サンドイッチ 中華まんじゅう ハンバーガー ピザ ホット ドッグ ミートパイ 穀物の加工品 ぎょうざ しゅうまい す し たこ焼き 弁当 ラビオリ 酒かす 米 脱穀済みのえん麦 脱穀済みの大麦 食用粉類
--	--	---